

市町村名			総合メニュー型	総合メニュー型	総合メニュー型	総合メニュー型	
条例名		稲沢市 (市民参加の推進に関する手引き)	福岡県宗像市 市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	神奈川県大和市 市民参加推進条例	群馬県伊勢崎市 市民参加条例	神奈川県海老名市 自治基本条例 市民参加条例	
特徴			例規も含めて、それぞれの方法が細かく明記されている。協働(Dの部分)についても触れている	改正(平成19年10月1日施行)後の条例で、評価会議が定められている	Pに関して沢山の方法が列挙されている	Pに関して沢山の方法が列挙されている	
P (計画立案)	市民ニーズの把握	市民アンケート			多く市民の考えを把握し、市の政策に反映		
		ヒアリング					
	市民意見の反映	パブリックコメント					
		市民提案(図表・イラスト・アイデア募集)					
	情報の共有・相互理解	シンポジウム					
		フォーラム					
		パネルディスカッション					
		地区説明会					
		利害関係者説明会					
	合意形成	公聴会				市民対話説明会:直接市民の意見を聴く	
		市民会議				市民の意見交換や討議	
		市民研究会					
		審議会				市民から公募	
		ワークショップ					
タウンミーティング							
政策提案手続き							
	市民登録制度						
P (決定)		住民投票					
D (実施)	その他	アダプトプログラム(里親制度)					
		運営委員会・実行委員会					
市民ニーズの把握	市民アンケート						
	事業委託						
C (評価)	市民ニーズの把握	モニタリング					
		市民アンケート					
		評価会議					
	町民評価						
A (改善)							
情報の共有	情報の共有	出前講座					
	情報提供	広報・HPなど					
住民投票対象者の条件			日本国籍を有する場合:年齢満18歳以上で宗像市の住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていること 永住外国人の場合:年齢満18歳以上で、外国人登録原票に登録されている居住地在宗像市の区域内にあり、登録日から引き続き3ヶ月以上経過し、規則で定めるところにより、選挙管理委員会に登録の申請をしたもの	本市に住所を有する年齢満16歳以上の者			
「市民」の定義		市内に在住、在勤又は在学する個人並びにしないに事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう	市内に住所を有する者 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 当該事業について利害関係を有する者	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう		市内に住所のある人、しないで働く人、市内で学ぶ人又は事業者(市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体を言います。)をいいます	

市町村名		総合メニュー型	総合メニュー型	理念原則型	理念原則型	個別型	個別型
条例名		神奈川県逗子市	石狩市	宝塚市	箕面市	新座市	さいたま市
特徴		Pに関して沢山の方法が列挙されている	市民参加手続きの必要な場合が、別表で明記している	「市民参加」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思形成過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で参加	具体的な参加方法は明記なし	市民の定義が広範囲	パブリックコメントのみに焦点
P (計画立案)	市民ニーズの把握	市民アンケート					
		ヒアリング					
	市民意見の反映	パブリックコメント					
		市民提案(図表・イラスト・アイデア募集)					
	情報の共有・相互理解	シンポジウム					
		フォーラム					
		パネルディスカッション					
		地区説明会					
		利害関係者説明会					
		公聴会					
	合意形成	市民会議					
		市民研究会					
		審議会					
		ワークショップ					
	タウンミーティング						
	政策提案手続き						
	市民登録制度						
P (決定)		住民投票					
D (実施)	その他	アダプトプログラム(里親制度)					
		運営委員会・実行委員会					
	市民ニーズの把握	市民アンケート					
C (評価)	市民ニーズの把握	モニタリング					
		市民アンケート					
		評価会議					
		町民評価					
A (改善)							
情報の共有	情報の共有	出前講座					
	情報提供	広報・HPなど					
住民投票対象者の条件				別に条例で定める	別に条例で定める		
「市民」の定義						1.市内に住所を有する者。 2.市内に事務所又は事業所を有するもの。 3.市内の事務所又は事業所を勤務する者。 4.市内の学校に在学する者。 5.本市に対して納税義務するもの。 6.前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの。	